

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された附属の条約である。現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めている。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にある。各国の男女格差を測る2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位である。第5次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進める」と規定している。また、SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。

日本において女性差別は今もなお解決しなければならない問題として残っている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変える重要な一歩である。

よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和5年9月6日

(議決年月日) 令和5年9月19日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、外務大臣